

【機密性 2】

令和 6 年度における山形地方裁判所の裁判官の配置等

第 1 裁判官の配置、事務分配及び代理順序

1 本 庁

(1) 裁判官の配置

ア 民事部

(部の事務の総括者)	判	事	宮	崎	謙
	判	事	山	下	真
	判	事	島	田	壮一郎
	判事補 (特例)		佐々木	康	平
	判事補 (特例)		田	屋	茂樹
	判事補 (特例)		加賀谷	友	行
	判事補	補	長	崎	壮汰
	判事補	補	町	田	晶良

イ 刑事部

(部の事務の総括者)	判	事	佐々木	公
	判	事	山	下
	判	事	島	田
	判事補 (特例)		加賀谷	友行
	判事補	補	長	崎
	判事補	補	町	田

(2) 裁判事務の分配

ア 民事部に対しては、民事事件の全部を分配する。

イ 刑事部に対しては、刑事事件（ウの事件を除く。）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に基づく事件（オの事件を除く。）及び検察審査会法第 41 条の 9、第 41 条の 10 及び第 41 条の 11 に基づく起訴議決に係

る事件について公訴の提起及びその維持に当たる者の指定並びに同指定の取消事件の全部を分配する。

ウ 令状事件は、別途定めるところにより分配する。ただし、執務時間外の令状事件は、田屋裁判官に分配しない。

エ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務（以下「通信傍受に関する事務」という。）は、佐々木公裁判官が処理する。ただし、執務時間外に傍受の原記録を使用する必要が生じた場合は、執務時間外の令状事件を分配された裁判官が代理して処理する。

オ 医療観察法に基づく事件に係る執務時間外の鑑定入院命令手続（その機会に行う各種通知を含む。）及び連戻状の処理は、全裁判官（田屋裁判官を除く。）に分配する。

カ 各部に分配された事件の、各裁判官に分配する事件の区分及び分配の割合は、前記定めのほか、その部の裁判官の協議による。

（3）裁判事務の代理

ア 合議事件において、裁判長に差し支えがあるときは、当該部に配置された他の裁判官（未特例判事補を除く。）が、（1）に記載された順序で代理して裁判長となり、これによることができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは、当該部の他の裁判官の中からその協議によりこれを代理する裁判官を定め、これによることができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。

イ 1人の裁判官が処理する事件において、その裁判官に差し支えがあるときは、当該裁判官が属する部の他の裁判官の中からその協議によりこれを代理する裁判官を定め、これによることができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。

2 各支部

（1）裁判官の配置

ア 新庄支部

(支部長) 判事補 (特例) 海野泰信

イ 米沢支部

(支部長) 判事 原雅基
判事補 (特例) 田屋茂樹

ウ 鶴岡支部

(支部長) 判事 萩原孝基
判事 田岡薰征
判事 伊藤健太郎

(酒田支部から填補)

判事補 (特例) 海野泰信

エ 酒田支部

(支部長) 判事 伊藤健太郎

(2) 裁判事務の分配

各支部における裁判事務の分配は、各支部が定めるところによる。

(3) 裁判事務の代理

各支部における裁判事務の代理は、別紙1のとおり定める。

3 各簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

ア 山形簡易裁判所

(司法行政事務掌理者) 簡易裁判所判事	中平健
簡易裁判所判事	黒坂一郎
簡易裁判所判事	宮崎謙
簡易裁判所判事	佐々木公
簡易裁判所判事	山下真
簡易裁判所判事	島田壮一郎

簡易裁判所判事 田屋茂樹
簡易裁判所判事 加賀谷友行

イ 新庄簡易裁判所

(司法行政事務掌理者) 簡易裁判所判事 鍋谷能文
簡易裁判所判事 海野泰信

(鶴岡簡易裁判所から填補)

ウ 米沢簡易裁判所

(司法行政事務掌理者) 簡易裁判所判事 原雅基
簡易裁判所判事 田屋茂樹
簡易裁判所判事 阿部政志

(赤湯簡易裁判所から填補)

エ 赤湯簡易裁判所

(司法行政事務掌理者) 簡易裁判所判事 阿部政志
簡易裁判所判事 田屋茂樹

(山形簡易裁判所から填補)

オ 長井簡易裁判所

(司法行政事務掌理者) 簡易裁判所判事 阿部政志
簡易裁判所判事 原雅基

(米沢簡易裁判所から填補)

カ 鶴岡簡易裁判所

(司法行政事務掌理者) 簡易裁判所判事 萩原孝基
簡易裁判所判事 田岡薰征
簡易裁判所判事 海野泰信

キ 酒田簡易裁判所

(司法行政事務掌理者) 簡易裁判所判事 伊藤健太郎
簡易裁判所判事 鍋谷能文

(2) 裁判事務の分配

ア 山形簡易裁判所

(ア) 民事事件の全部

簡易裁判所判事 黒 坂 一 郎

(イ) 刑事事件

a 刑事公判請求事件及び正式裁判請求事件

簡易裁判所判事 島 田 壮 一 郎

b 令状事件

別途定めるところにより分配する。ただし、執務時間外の令状事件は、田屋裁判官に分配しない。

c 上記 a 以外の刑事事件の全部

簡易裁判所判事 黒 坂 一 郎

イ 新庄簡易裁判所

(ア) 民事事件及び刑事事件（正式裁判請求事件を除く。）の全部

簡易裁判所判事 鍋 谷 能 文

(イ) 正式裁判請求事件

簡易裁判所判事 海 野 泰 信

ウ 米沢簡易裁判所

(ア) 民事事件及び刑事事件（正式裁判請求事件を除く。）の全部

簡易裁判所判事 阿 部 政 志

(イ) 正式裁判請求事件

簡易裁判所判事 田 屋 茂 樹

エ 赤湯簡易裁判所

(ア) 民事事件及び刑事事件（正式裁判請求事件を除く。）の全部

簡易裁判所判事 阿 部 政 志

(イ) 正式裁判請求事件

簡易裁判所判事 田屋茂樹
才 長井簡易裁判所
(ア) 民事事件及び刑事事件（正式裁判請求事件を除く。）の全部
簡易裁判所判事 阿部政志
(イ) 正式裁判請求事件
簡易裁判所判事 原雅基
力 鶴岡簡易裁判所
(ア) 民事事件（民事調停事件を除く。）の全部及び刑事事件のうち略式事
件
簡易裁判所判事 海野泰信
(イ) 民事調停事件及び刑事事件（(ア)を除く。）
簡易裁判所判事 萩原孝基
キ 酒田簡易裁判所
(ア) 民事事件及び刑事事件（正式裁判請求事件を除く。）の全部
簡易裁判所判事 鍋谷能文
(イ) 正式裁判請求事件
簡易裁判所判事 伊藤健太郎

(3) 裁判事務の代理

各簡易裁判所における裁判事務の代理は、別紙2のとおり定める。

第2 開廷日割

本庁及び各支部の開廷日割を別紙3のとおり定める。

第3 事件の回付

事件の回付については、当該事件の係属する庁と回付すべき庁との協議によっ
て定める。

本庁及び各支部の管轄区域の定めに反して訴えが提起され、又は申し立てられ
た事件を回付しないで処理する場合も、同様とする。

第4 労働審判官

宮崎裁判官及び加賀谷裁判官を、労働審判事件を扱う労働審判官に指定する。

第5 調停主任裁判官

次の裁判官を、その配置された庁において民事調停事件を扱う調停主任裁判官に指定する。

- 1 民事部に配置された判事補（特例）以上の各裁判官
- 2 各支部及び各簡易裁判所に配置された全裁判官

第6 司法行政事務の代理

- 1 所長に差し支えがあるときは、宮崎裁判官又は佐々木公裁判官がその順序で代理し、宮崎裁判官及び佐々木公裁判官に差し支えがあるときは、その際所在する本庁配置の他の裁判官（未特例判事補を除く。）が席次に従い代理する。
- 2 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、その部に属する他の裁判官（未特例判事補を除く。）が第1の1の(1)に記載した順序で代理する。
- 3 新庄支部の支部長に差し支えがあるときは、本庁の宮崎裁判官又は佐々木公裁判官がその順序で填補して代理する。
- 4 米沢支部の支部長に差し支えがあるときは、田屋裁判官が代理する。
- 5 鶴岡支部の支部長に差し支えがあるときは、海野裁判官が代理する。
- 6 酒田支部の支部長に差し支えがあるときは、海野裁判官が代理する。
- 7 各簡易裁判所の司法行政事務を掌理する簡易裁判所判事に差し支えがあるときは、それぞれ当該簡易裁判所に配置された他の簡易裁判所判事が、第1の3の(1)に記載した順序で代理する。ただし、鶴岡簡易裁判所については、海野裁判官が代理する。

第7 応急措置

以上の定めによって処理し難い事情が生じたときは、所長は、これらの定めにかかわらず、応急の措置を執ることができる。

第8 補則（支部における取扱事務の範囲）

1 裁判官が合議体で取り扱う事件に関する事務

新庄支部及び米沢支部における事務は、本庁において取り扱い、酒田支部における事務は、鶴岡支部が取り扱う。

2 通信傍受に関する事務

新庄支部、米沢支部、鶴岡支部及び酒田支部における保管事務は、本庁において取り扱う。

3 地方自治法第242条の3第2項の規定に基づく訴訟及びこれを本案とする民事保全事件に関する事務

新庄支部、米沢支部、鶴岡支部及び酒田支部における事務は、本庁において取り扱う。

4 医療観察法による審判の手続に関する事務

新庄支部、米沢支部、鶴岡支部及び酒田支部における事務は、本庁において取り扱う。ただし、医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立ての受付及び当該申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務は、米沢支部、鶴岡支部及び酒田支部についてはそれぞれの支部で取り扱う。

5 労働審判事件に関する事務

新庄支部、米沢支部、鶴岡支部及び酒田支部における事務は、本庁において取り扱う。

6 被疑者国選弁護人選任請求に関する事務

(1) 新庄支部、米沢支部、鶴岡支部、酒田支部及び各併設簡易裁判所における被疑者国選弁護人選任請求に関する事務のうち、次の場合の選任請求事務処理は、本庁又は山形簡易裁判所において取り扱う。

ア 勾留後の選任請求（即決裁判手続の同意確認中の被疑者からの弁護人選任請求及び逆送決定後の弁護人選任請求も含む。）があった場合

イ 休日に選任請求があった場合

ウ 休日前の平日に選任請求があったが、休日前に処理が終了しなかった場

合

- (2) 本庁における(1)のイ及びウの事務は、日直の当番裁判官が処理するが、選任請求受理庁が支部であれば、本庁の裁判官（当番裁判官）が填補して処理し、選任請求受理庁が簡裁であれば、山形簡易裁判所の簡裁判事（当番裁判官）が職務代行する。

7 民事執行事件に関する事務

新庄支部及び米沢支部における次の事件に関する事務は、本庁において取り扱う。

- (1) 事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件
- (2) 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件
- (3) 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件
- (4) 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件
- (5) 債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件
- (6) 財産開示事件
- (7) 第三者からの情報取得事件
- (8) 執行雑事件

附 則

この定めは、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和6年1月16日から施行する。ただし、別紙1及び別紙2については、同月22日から施行する。

附 則

この定めは、令和6年4月1日から施行する。

別紙1

支部名	担当裁判官	代理裁判官
新庄	海野泰信	宮崎謙、佐々木公、島田壮一郎の順(いずれも填補) ただし、刑事事件は佐々木公、宮崎謙、島田壮一郎の順
米沢	原雅基	田屋茂樹
	田屋茂樹	原雅基
鶴岡	萩原孝基	
	伊藤健太郎	長崎壮汰、町田晶良、山下真の順(いずれも填補)
	海野泰信	
	萩原孝基	海野泰信、伊藤健太郎、山下真(填補)の順
酒田	海野泰信	萩原孝基、伊藤健太郎、山下真(填補)の順
	伊藤健太郎	海野泰信、萩原孝基の順(両名填補)

※担当裁判官欄に掲げる裁判官に差し支えがあるときは、それぞれの右欄の代理裁判官欄に掲げる裁判官が代理し、代理裁判官欄に掲げる裁判官にも差し支えがあるときは、所長が指名する裁判官が代理する。

別紙2

簡裁名	担当裁判官	代理裁判官
山形	黒坂一郎(民事事件)	宮崎謙
	島田壮一郎(刑公判請求事件及び正式裁判請求事件)	佐々木公
	黒坂一郎(上欄を除く刑事事件全部)	佐々木公
新庄	鍋谷能文	海野泰信、島田壮一郎(填補)
	海野泰信	黒坂一郎、島田壮一郎(いずれも填補)
米沢	田屋茂樹	原雅基、阿部政志の順
	阿部政志	田屋茂樹、原雅基の順
赤湯	阿部政志	田屋茂樹、原雅基(填補)の順
	田屋茂樹	原雅基(填補)
長井	阿部政志	原雅基、田屋茂樹(填補)の順
	原雅基	田屋茂樹(填補)
鶴岡	萩原孝基	海野泰信、伊藤健太郎、山下真(後2名填補)の順
	海野泰信	萩原孝基、伊藤健太郎、山下真(後2名填補)の順
酒田	伊藤健太郎	海野泰信、萩原孝基の順(いずれも填補)
	鍋谷能文	伊藤健太郎、海野泰信、萩原孝基(後2名填補)の順

※担当裁判官欄に掲げる裁判官に差し支えがあるときは、それぞれの右欄の代理裁判官欄に掲げる裁判官が(順位の記載のある場合にはその順位に従って)代理し、代理裁判官欄に掲げる裁判官にも差し支えがあるときは、所長が指名する裁判官が代理する。

別紙3

序名	区分		月	火	水	木	金
本庁	民事	合議		○			
		単独	○	○	○	○	○
		調停	○		○	○	○
	刑事	合議	○	○	○	○	○
		単独	○	○	○	○	○
新庄	民事・刑事	単独				○	○ (原則第1、第3)
米沢	民事	単独		○			○
	刑事	単独	○		○		
鶴岡	民事	合議					○ (原則第2、第4)
		単独			○		
	刑事	合議					○ (原則第2、第4)
		単独				○	
酒田	民事	単独				○	
	刑事	単独			○		

※ 上記の○は開廷日を表す。